

事務連絡
令和7年3月31日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

ベースアップ評価料による賃金改善の実績報告に係る届出様式の改定等について

「診療報酬の算定方法」別表第一内科診療報酬点数表における「〇１００」外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、「〇１０１」外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）及び「〇１０２」入院ベースアップ評価料並びに「診療報酬の算定方法」別表第二歯科診療報酬点数表における「Ｐ１００」歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、「Ｐ１０１」歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）及び「Ｐ１０２」入院ベースアップ評価料（以下「ベースアップ評価料」という。）に係る施設基準及びその届出に関する手続きについては、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発 0305 第6号厚生労働省保険局医療課長通知）により、その取扱いをお示ししてきたところであるが、今般、別添1のとおり届出様式を改定するとともに、「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発 0305 第7号厚生労働省保険局医療課長通知）によりお示ししてきた「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」における「〇６」訪問看護ベースアップ評価料に係る施設基準及びその届出に関する手続きについても、別添2のとおり届出様式を改定する。

同様に、「ベースアップ評価料に係る届出様式について」（令和7年1月10日事務連絡）にてお示した、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る場合の届出添付書類」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る場合の届出添付書類」についても、別添3及び別添4のとおり、届出様式を改定する。

また、毎年8月に提出することとなっているベースアップ評価料及び訪問看護ベースアップ評価料の賃金改善実績報告書について、下記のと通りの取扱いとするため、貴管下の保険医療機関及び訪問看護ステーションに周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

なお、届出等に関する取扱いについては、別添8を参考にされたい。

記

1 医療機関におけるベースアップ評価料に係る賃金改善実績報告書の提出について

ては、別添 1 に示す様式 98 に代えて、別添 5 及び別添 6 により提出ができることとする。なお、様式 98 の記載に際しては同じ Excel ファイルに含まれる賃金改善計画書が記載されていることが前提となるが、別添 5 及び別添 6 については賃金改善計画書とは独立して記載することができる。

- 2 様式 95～97 によりベースアップ評価料の届出を行った際に用いた Excel ファイルの賃金改善計画書シートに変更がない場合は、同じ Excel ファイルに含まれる様式 98 の賃金改善実績報告書シートを用いることができること。
- 3 訪問看護ベースアップ評価料に係る賃金改善実績報告書の提出については、別添 2 に示す別紙様式 11 別添 2 に代えて、別添 7 により提出ができることとする。なお、別紙様式 11 別添 2 の記載に際しては同じ Excel ファイルに含まれる賃金改善計画書が記載されていることが前提となるが、別添 7 については賃金改善計画書とは独立して記載することができる。
- 4 別紙様式 11 により訪問看護ベースアップ評価料の届出を行った際に用いた Excel ファイルの賃金改善計画書シートに変更がない場合は、同じ Excel ファイルに含まれる別紙様式 11 別添 2 の賃金改善実績報告書シートを用いることができる。

別添 1 ベースアップ評価料の施設基準に係る届出書様式一式

別添 2 訪問看護ベースアップ評価料の施設基準に係る届出書様式一式

別添 3 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る場合の届出添付書類

別添 4 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る場合の届出添付書類

別添 5 報告専用様式（病院及び有床診療所）賃金改善実績報告書

別添 6 報告専用様式（診療所）賃金改善実績報告書

別添 7 報告専用様式（訪問看護ステーション）賃金改善実績報告書

別添 8 疑義解釈について

以上

【ベースアップ評価料】

問 1 本事務連絡による届出様式の改定趣旨如何。

(答) 届出を行う医療機関及び訪問看護ステーション(以下「医療機関等」という。)の賃金改善の実績報告の負担を軽減する観点から、「賃金改善実績報告書」について以下の改定を行った。

- 賃金引上げの実施方法欄の削除。
- ベースアップ評価料の算定実績の記載方法の簡略化。
- 全体の賃金改善の実績額の記載の削除。
- 基本給等に係る事項の簡略化。
- ベースアップ評価料対象外職種の基本給等に係る事項における給与総額の記載の削除。
- その他記載上の注意にかかる加筆及び修正。

また、上記に合わせて「賃金改善計画書」についても、全体の賃金改善の実績額の記載の削除に係る改定を行った。

問 2 本事務連絡による改定前の届出様式でベースアップ評価料の届出及び賃金改善計画書並びに賃金改善実績報告書の提出を行うことは可能か。

(答) 可能。

問 3 令和 7 年 3 月時点で既にベースアップ評価料の算定を開始している医療機関等が、令和 7 年 4 月以降に継続してベースアップ評価料を算定する場合に必要な手続き如何。

(答) 以下の 2 点が必要。

- ① 令和 7 年度分の「賃金改善計画書」を 4 月に作成し、令和 7 年 6 月 30 日までに厚生局に提出すること。
- ② 令和 6 年度分の「賃金改善実績報告書」を作成し、令和 7 年 8 月 31 日までに厚生局に提出すること。

問 4 問 3 の①に関連して、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)又は入院ベースアップ評価料を現に算定している医療機関が区分変更の届出を行おうとする場合、区分変更の届出と同時に令和 7 年度分の「賃金改善計画書」の提出を行うことは可能か。

(答) 可能。その場合には、以下の書類を提出すること。

- ・「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」
- ・「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)に係る届出書添付書類」又は「入院ベースアップ評価料に係る届出書添付書類」

- ・令和7年度分の「賃金改善計画書」
- なお、訪問看護ステーションも同様である。

問5 問3に関連して、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）又は歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届出している医療機関が、令和7年4月以降に継続してベースアップ評価料を算定する場合に、本事務連絡の別添3に定める様式を用いて令和7年度分の「賃金改善計画書」を提出することは可能か。

（答）可能。その場合には以下の書類を提出すること。

- ・「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）又は歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の施設基準に係る届出書添付書類」（別添）
- ・「賃金改善計画書」

なお、訪問看護ステーションについても同様である。

問6 問3の場合において、本事務連絡の別添1又は別添2に定める様式の「賃金改善計画書」を用いる場合、賃金改善の見込み額を判断する際の当該評価料による「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」及び「賃金改善しなかった場合の基本給等総額」はどのように考えるか。

（答）令和6年度から引き続きベースアップ評価料を算定する場合にあつては、令和6年度に賃金改善を実施する前の給与体系における給与総額及び基本給等総額を、当該評価料による「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」及び「賃金改善しなかった場合の基本給等総額」として考えるものとする。

具体的には以下の例が考えられる。

例1 給与表の改定を行った場合にあっては、例えば、令和7年度の対象職員の年齢・職位等を令和5年度の給与表に当てはめた場合の給与総額及び基本給等総額を算出する。

例2 給与表等の存在しない医療機関等においては、令和5年度の対象職員の給与総額及び基本給等総額に令和6年度中の定期昇給分のみを加えて算出する。

例3 賃金改善分を手当として支払っている場合にあっては、当該手当を除く給与総額及び基本給等総額を算出する。

※例1から例3の算出に際しては、令和5年度から令和7年度まで在籍している対象職員のみについて算出を行うことは差し支えない。

例4 対象職員の変動や人数が変化しているため、こうした方法による算出が困難な場合については、令和5年度における対象職員の給与総額及び基本給等総額に令和6年度中の定期昇給分を加えた額の1人当たり平均額に令和6年度末あるいは令和7年度の対象職員数に乗じたものを用いて算出を行ってよい。

問 7 ベースアップ評価料の届出様式における「給与総額」と「基本給等総額」の定義如何。

(答) 「給与総額」とは基本給のほか、各種手当や賞与等、法定福利費の事業主負担分を含む金額であり、「基本給等総額」とは「給与総額」のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当を指す。

問 8 問 3 の場合において、本事務連絡の別添 3 又は別添 4 に定める様式により、「賃金改善計画書」を作成する場合、「基本給等に係る賃金改善の見込み額（1 か月分）」はどのように考えるか。

(答) 令和 6 年度から引き続きベースアップ評価料を算定する場合にあっては、令和 6 年度に賃金改善しなかった場合の対象職員全体の基本給等総額（令和 6 年度の賃金改善実施期間の開始月 1 か月分）と令和 7 年度の対象職員全体の基本給等総額（令和 7 年度の賃金改善実施期間の開始月 1 か月分）との差分を「基本給等に係る賃金改善の見込み額（1 か月分）」として考えるものとする。

問 9 令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの間にベースアップ評価料を算定した医療機関等が、同期間内にベースアップ評価料の届出の取り下げを行った場合においても、令和 7 年 8 月に「賃金改善実績報告書」を提出する必要はあるか。

(答) 必要。「ベースアップ評価料に係る届出様式の改定について」（令和 6 年 9 月 11 日事務連絡）別添 2 の問 6 を参照のこと。

問 10 本事務連絡の別添 1、別添 2、別添 5 及び別添 7 の「賃金改善実績報告書」に記載する「基本給等に係る賃金改善実績額」の計算について、どのように考えたらよいか。

(答) 賃金改善の実績額の計算については、ベースアップ評価料の届出にかかる賃金改善の実施前後の給与体系における基本給等総額の差分により計算する。

問 11 本事務連絡の別添 6 の「賃金改善実績報告書」に記載する「ベア等による賃金改善実績額」の計算について、どのように考えたらよいか。

(答) 問 10 と同様に、ベースアップ評価料の届出にかかる賃金改善の実施前後の給与体系における基本給等総額の差分により計算するが、定期昇給の制度がある医療機関にあっては、基本給等総額の差分から定期昇給相当分を差し引くこと。

問 12 問 10 及び問 11 に関連して、給与表等の存在しない医療機関又は訪問看護ステーションにおいて、令和 5 年度と令和 6 年度を比較して対象職員の変動がある場合、令和 6 年度の「賃金改善実績報告書」におけるベースアップ評価料による賃金改善の実施前後の基本給等総額について、どのように考えたらよいか。

(答) 令和 5 年度及び令和 6 年度のいずれの年度においても在籍している対象職員

のみを対象として、ベースアップ評価料の届出にかかる賃金改善の実施前後の基本給等総額の差分を計算すること。その際、「対象職員の常勤換算数」の項目には、実際の人数ではなく、令和5年度及び令和6年度のいずれの年度においても在籍している対象職員の常勤換算数について記載すること。

なお、上記による算出が困難なやむを得ない場合については、問6の例4に示すとおり、令和5年度における全ての対象職員の基本給等の総額（人数が変化している場合には、令和5年度における1人当たりの平均額を令和6年度の対象職員数に乗じたもの）を用いて算出を行ってよい。

また、令和7年度の「賃金改善実績報告書」においては、令和5年度及び令和7年度のいずれの年度においても在籍している対象職員のみを対象として、同様の計算を行うこと。

問 13 実際に行った賃金改善が届出に作成した「賃金改善計画書」の記載内容と異なっている場合、「賃金改善計画書」の内容と8月に提出する「賃金改善実績報告書」の内容が異なっても問題ないか。

（答）実際に行った賃金改善実績が「賃金改善実績報告書」に記載されていれば問題ない。また、「賃金改善実績報告書」の記載にあたり、必要に応じて、届出時点の「賃金改善計画書」を修正しても構わない。